

平成 2 9 年 業種別労働災害発生状況

小田原

労働基準監督署

(確定版)

業 種	当 年 (平成29年)		前 年 (平成28年)		増減数		増減率
01 食料品製造	9	(0)	9	(0)	0	(0)	0.0%
02 繊維工業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
03 衣服その他の繊維	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
04 木材・木製品	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
05 家具・装備品	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
06 パルプ等	7	(0)	7	(0)	0	(0)	0.0%
07 印刷・製本	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
08 化学工業	14	(0)	4	(0)	10	(0)	250.0%
09 窯業土石	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
10 鉄鋼業	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
11 非鉄金属	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
12 金属製品	3	(0)	0	(0)	3	(0)	
13 一般機械器具	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
14 電気機械器具	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
15 輸送機械製造	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
16 電気・ガス	3	(0)	0	(0)	3	(0)	
17 その他の製造	4	(0)	5	(0)	-1	(0)	-20.0%
01 製造業小計	51	(0)	36	(0)	15	(0)	41.7%
02 鉱業小計	1	(0)	1	(1)	0	(-1)	0.0%
01 土木工事	12	(0)	10	(0)	2	(0)	20.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	4	(0)	5	(0)	-1	(0)	-20.0%
02 木造家屋建築	12	(0)	2	(0)	10	(0)	500.0%
03 建築設備工事	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
09 その他の建築工事	3	(0)	15	(0)	-12	(0)	-80.0%
02 建築工事	19	(0)	23	(0)	-4	(0)	-17.4%
03 その他の建設	2	(0)	6	(1)	-4	(-1)	-66.7%
03 建設業小計	33	(0)	39	(1)	-6	(-1)	-15.4%
01 鉄道等	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
02 道路旅客	8	(0)	9	(0)	-1	(0)	-11.1%
03 道路貨物運送	20	(0)	16	(0)	4	(0)	25.0%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
04 運輸交通業小計	31	(0)	27	(0)	4	(0)	14.8%
01 陸上貨物	8	(0)	16	(0)	-8	(0)	-50.0%
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
05 貨物取扱小計	8	(0)	16	(0)	-8	(0)	-50.0%
01 農業	2	(0)	7	(0)	-5	(0)	-71.4%
02 林業	4	(0)	6	(0)	-2	(0)	-33.3%
06 農林業小計	6	(0)	13	(0)	-7	(0)	-53.8%
01 畜産業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
02 水産業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
07 畜産・水産業小計	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
01 卸売業	3	(0)	4	(0)	-1	(0)	-25.0%
02 小売業	38	(0)	34	(0)	4	(0)	11.8%
03 理美容業	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
04 その他の商業	3	(0)	5	(0)	-2	(0)	-40.0%
08 商業	44	(0)	45	(0)	-1	(0)	-2.2%
01 金融業	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
02 広告・あっせん	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
09 金融広告業	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0.0%
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
11 通信業	11	(0)	12	(0)	-1	(0)	-8.3%
12 教育研究	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
01 医療保健業	7	(0)	9	(0)	-2	(0)	-22.2%
02 社会福祉施設	21	(0)	28	(0)	-7	(0)	-25.0%
03 その他の保健衛生	4	(0)	2	(0)	2	(0)	100.0%
13 保健衛生業	32	(0)	39	(0)	-7	(0)	-17.9%
01 旅館業	36	(0)	36	(0)	0	(0)	0.0%
02 飲食店	11	(0)	11	(0)	0	(0)	0.0%
03 その他の接客	8	(0)	18	(0)	-10	(0)	-55.6%
14 接客娯楽	55	(0)	65	(0)	-10	(0)	-15.4%
15 清掃・と畜	34	(0)	29	(0)	5	(0)	17.2%
16 官公署	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
02 その他の事業	11	(0)	11	(0)	0	(0)	0.0%
17 その他の事業	11	(0)	11	(0)	0	(0)	0.0%
合 計	323	(0)	339	(2)	-16	(-2)	-4.7%

各欄左側の数字は休業4日以上災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

第 12 次労働災害防止推進計画の取りまとめ

(平成 25 年～平成 29 年分)

小田原労働基準監督署

1 計画の目標

(1) 死亡災害について

平成 29 年までに、当署管内の労働災害による死亡者数を、平成 24 年（以下「基準年」という。）と比べて 15%以上減少させる。また、単年度では、死亡災害をゼロとする。

(2) 休業 4 日以上の労働災害（死亡災害を含む。以下「休業災害」という。）について

ア 全体目標

平成 29 年までに、当署管内の休業災害による死傷者数を、基準年と比べて 15%以上減少させる。

イ 重点業種目標

次の各重点業種について、平成 29 年までに、休業災害による死傷者数を、基準年と比べて、目標の割合以上、減少させる。その目標の割合の値は、次のとおりである。

(ア) 製造業：15%

(食料品製造業：15%以上)

(イ) 建設業：15%

(ウ) 陸上貨物運送業：10%

(エ) 小売業：20%

(オ) 社会福祉施設：10%

(カ) 飲食店：20%。

以上、計画の目標をまとめると、下表のとおりである。

	基準年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全体	340	326	316	306	296	289
製造業	48	※ 重点業種について、業種ごとの死傷者数の母数が少ないため、各年について数値目標は設定しない。ただし、計画期間中の各年における死傷者数について、概ねの目安を視覚的に示すため、参考まで、「基準年以降の各重点業種における休業災害の推移（棒グラフ）」に目安ラインを引いた。（下記 2(2)イ(ア) a のとおり）				40
食料品製造業	17					14
建設業	54					45
陸上貨物運送事業	27					24
小売業	35					28
社会福祉施設	27					24
飲食店	19					15

2 第12次防期間中の取組み状況

基準年の休業災害による死傷者数と、平成29年の死傷者数を比較したところ、次のとおりであった。

	平成24年 (基準年)	平成29年 (最終年)	人数比	増減率	平成29年 (目標値)
全体	340	323	(-17)	-5.0%	289
製造業	48	51	(+3)	+6.3%	40
(食料品製造業)	17	9	(-8)	-47.1%	14
建設業	54	33	(-21)	-38.9%	45
陸上貨物運送事業	27	28	(+1)	+3.7%	24
小売業	35	38	(+3)	+8.6%	28
社会福祉施設	27	21	(-6)	-22.2%	24
飲食店	19	11	(-8)	-42.1%	15

(単位：人)

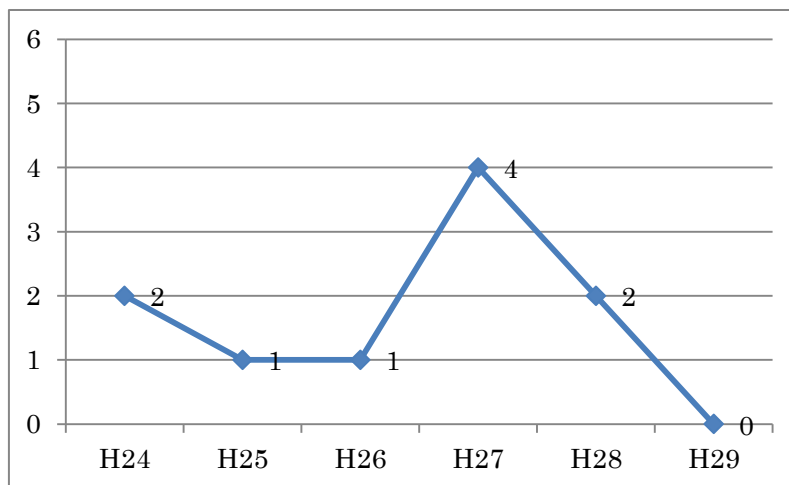
(1) 全産業における死亡災害撲滅の取組み状況

平成29年は、死亡災害は発生せず、単年度に死亡災害をゼロにするという目標を達成した。

また、第11次防期間中(平成20年～平成24年)の死亡者数の合計は18人であったが、第12次防期間中の死亡者数の合計は8人にとどまり、両期間を比較したときの減少率は55.6%と、大幅に削減が図られた。

なお、基準年(平成24年)以降における各年の死亡者数の推移は、次のグラフのとおりであった。

(図1 基準年以降の死亡者数の推移)



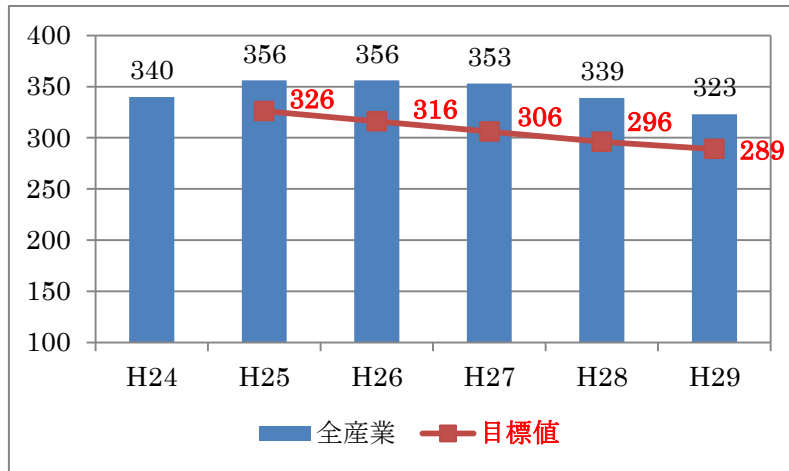
(単位：人)

(2) 全産業における休業災害の減少に向けた取組み状況

ア 全体目標

平成 29 年（最終年）の休業災害による死傷者数は、323 人であった。前年比で 16 人（4.7%）減少したが、最終年の目標を達成することはできなかった。

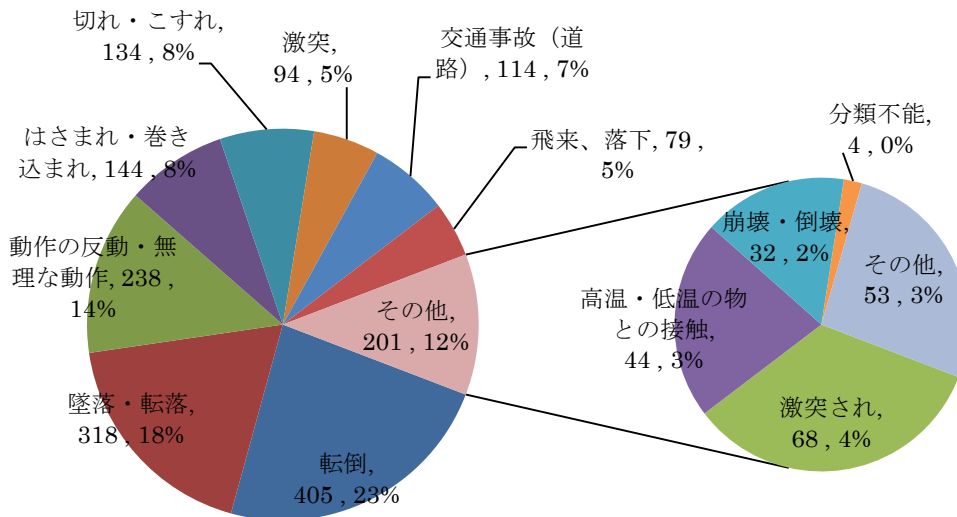
(図 2 基準年以降の全産業における休業災害の推移)



(単位：人)

平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 1,727 人であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、転倒が 405 人（23%；統計の百分率について、小数点第 1 位を四捨五入した。以下同じ。）、墜落・転落 318 人（18%）、動作の反動・無理な動作 238 人（14%）であり、この三つの型で全体の過半数を占めた。

(図 3 平成 25 年から平成 29 年までの休業災害の事故の型別状況)



(単位：人)

イ 重点業種別対策

(ア) 製造業

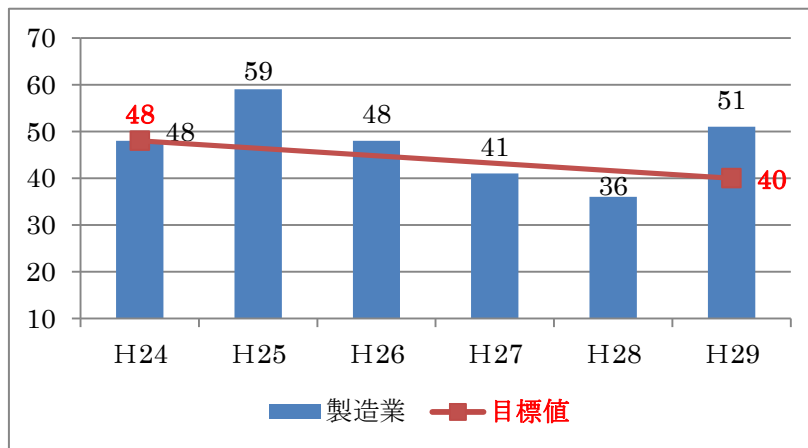
a 製造業（全体）

平成 29 年の休業災害による死傷者数は、51 人であった。前年比で 15 人（42%）増加し、目標を達成することはできなかった。

平成 28 年までの状況について、平成 25 年は増加したものの、翌年以降は減少し、平成 27 年と平成 28 年は、目安ライン（下記の棒グラフにおいて、基準年の位置に表示した件数と最終年の位置に表示した目標値を直線で結んだ場合の当該線分のことをいう。以下同じ）の範囲内にあった。

なお、平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 235 人であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、はさまれ・巻き込まれ 63 人（27%）、転倒 51 人（22%）、墜落・転落 37 人（16%）であった。

(図 4 基準年以降の製造業における休業災害の推移)



(単位：人)

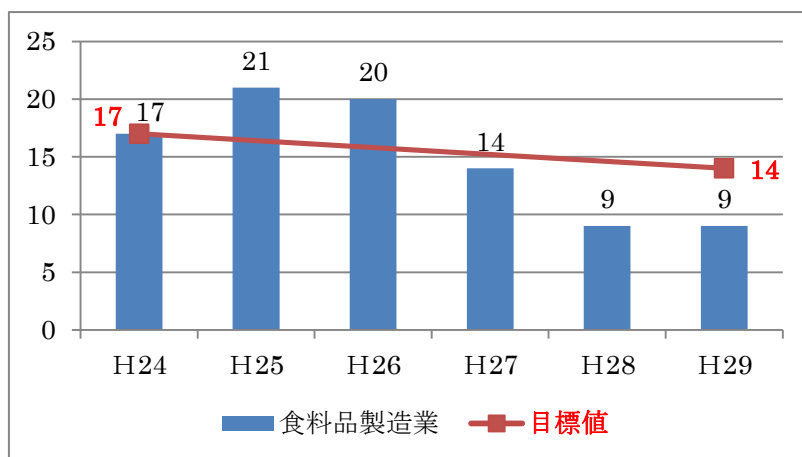
b 食料品製造業

平成 29 年の休業災害による死傷者数は、9 人であった。前年と同数であり、目標を達成した。

平成 28 年までの状況について、平成 25 年に増加したものの、平成 26 年以降は減少し、平成 27 年以降は目安ラインを下回った。

なお、平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 73 人であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、転倒 21 人（29%）、はさまれ・巻き込まれ 17 人（23%）、墜落・転落 13 人（18%）であった。

(図 5 基準年以降の食料品製造業における休業災害の推移)



(単位：人)

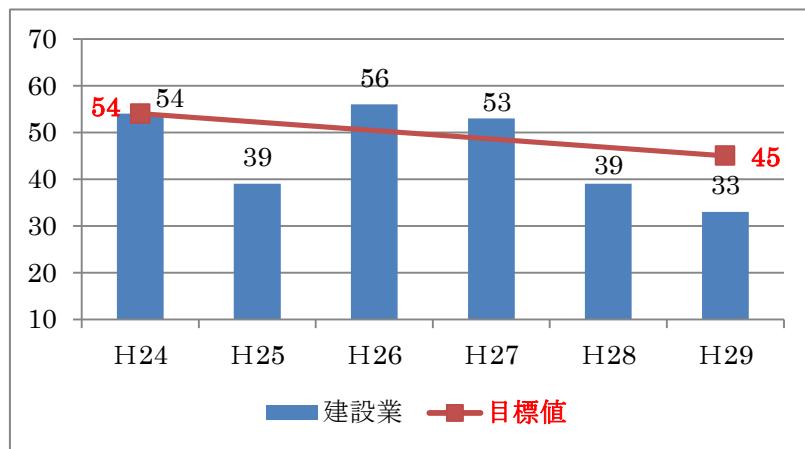
(イ) 建設業

平成 29 年の休業災害による死傷者数は、33 人であった。前年比で 6 人 (15%) 減少し、目標を達成した。

平成 28 年までの状況について、平成 25 年に目安ラインを下回ったものの、平成 26 年に増加して目安ラインを上回り、平成 27 年も目安ラインを上回ったが、平成 28 年は減少し、目安ラインを下回った。

なお、平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 220 人であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、墜落・転落 83 人 (38%)、切れ・こすれ 25 人 (11%)、転倒 22 人 (10%)、飛来・落下 22 件人 10%) であった。

(図 6 基準年以降の建設業における休業災害の推移)



(単位：人)

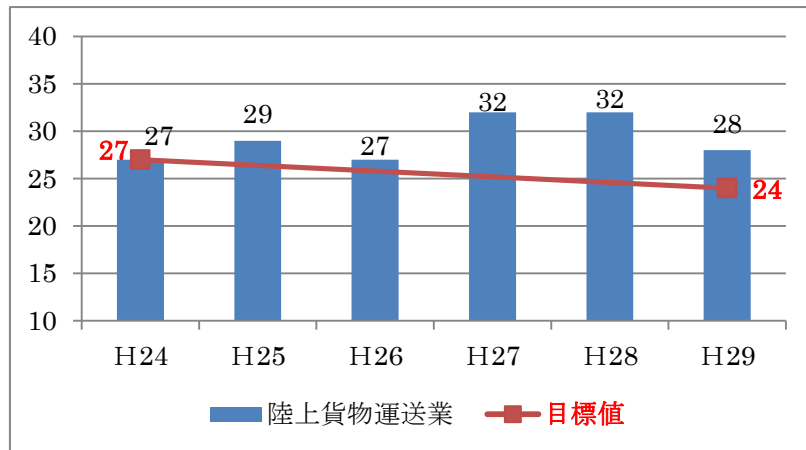
(ウ) 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）

平成 29 年の休業災害による死傷者数は、28 人であった。前年比で 4 人（13%）減少したが、目標を達成することはできなかった。

平成 28 年までの状況について、平成 25 年以降、横ばいないし増加傾向にあった。

なお、平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 148 人であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、墜落・転落 39 人（26%）、動作の反動・無理な動作 25 人（17%）、転倒 21 人（14%）であった。

(図 7 基準年以降の陸上貨物運送事業における休業災害の推移)



(単位:人)

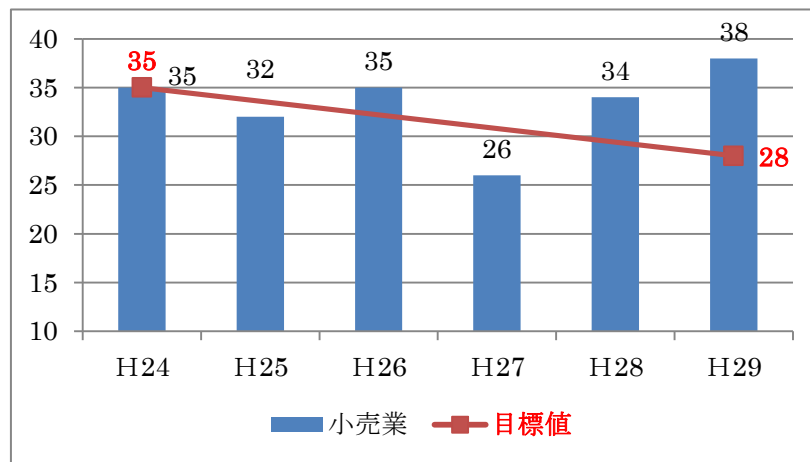
(エ) 小売業

平成 29 年の休業災害による死傷者数は、38 人であった。前年比で 4 人 (12%) 増加し、目標を達成することはできなかった。

平成 28 年までの状況について、平成 25 年以降、増加と減少を繰り返しており、平成 25 年と平成 27 年は目安ラインを下回ったが、平成 28 年は目安ラインを上回った。

なお、平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 165 人であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、転倒 58 人 (35%)、動作の反動・無理な動作 25 人 (15%)、交通事故 (道路) 24 人 (15%) であった。

(図 8 基準年以降の小売業における休業災害の推移)



(単位:人)

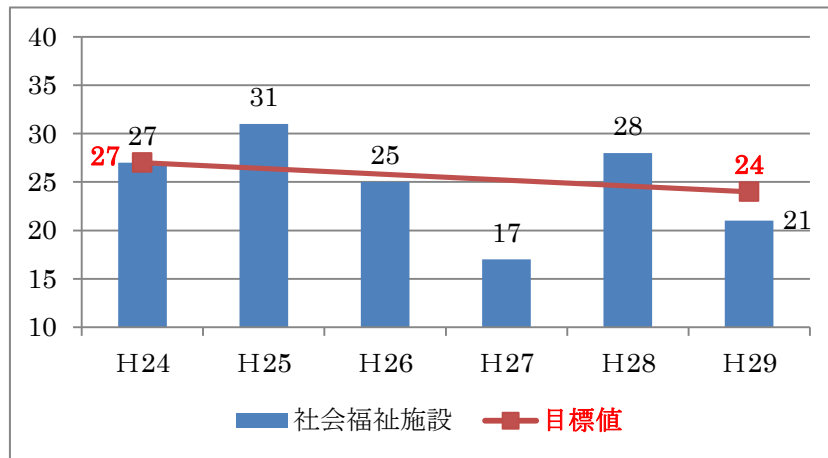
(オ) 社会福祉施設

平成 29 年の休業災害による死傷者数は、21 人であった。前年比で 7 人 (25%) 減少し、目標を達成した。

平成 28 年までの状況について、平成 25 年以降、増加と減少を繰り返しており、平成 25 年と平成 28 年は目安ラインを上回ったが、平成 26 年と平成 27 年は目安ラインを下回った。

なお、平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 122 人であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、動作の反動・無理な動作 48 人 (39%)、転倒 29 人 (24%)、墜落・転落 10 人 (8%) であった。

(図 9 基準年以降の社会福祉施設における休業災害の推移)



(単位:人)

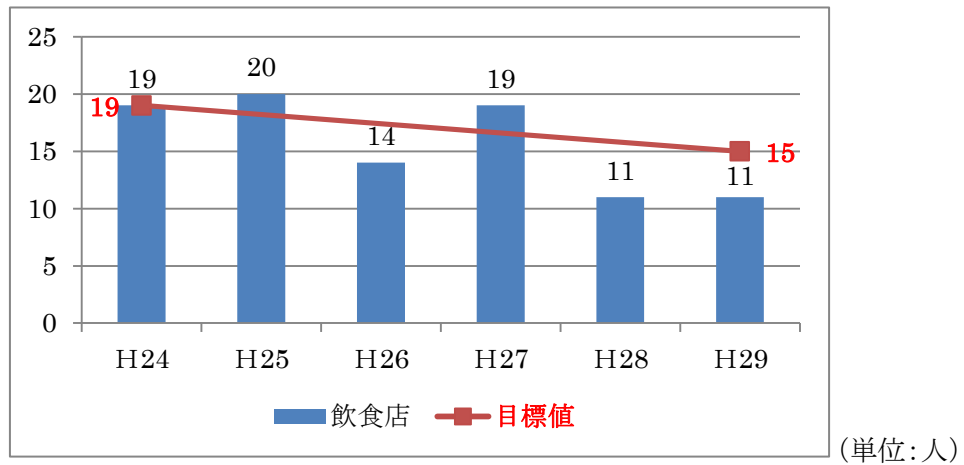
(カ) 飲食店

平成 29 年の休業災害による死傷者数は、11 人であった。前年と同数であり、目標を達成した。

平成 28 年までの状況について、平成 25 年以降、増加と減少を繰り返しており、平成 25 年と平成 27 年は目安ラインを上回ったが、平成 26 年と平成 28 年は目安ラインを下回った。

なお、平成 25 年から平成 29 年までの間、休業災害による死傷者数は、合計で 75 件であったが、これを事故の型別に、被災者数の多い上位 3 つを見ると、上から順に、高温・低温の物との接触 18 人（24%）、切れ・こすれ 17 人（23%）、転倒 16 人（21%）であった。

(図 10 基準年以降の飲食店における休業災害の推移)



4 健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策

(第12次防の計画の目標)

- ・規模（事業場の所属労働者数のことをいう。以下同じ。）50人から299人の事業場を中心とした「心の健康づくり計画」の策定の推進
- ・メンタルヘルス対策支援センターの利用促進

平成30年7月2日現在、規模50人から299人の事業場において、「心の健康づくり計画」を策定したものは137件（前年比+7件）あり、策定率は58%であった。

なお、メンタルヘルス対策支援センターの利用推進について、平成26年に当該事業の見直しがあり、メンタルヘルス事業が神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにそれぞれ移管されたため、定期監督又は個別指導において、これら機関の利用勧奨を行った。

(表1 当署管内の主要業種別の心の健康づくり計画の策定状況)

	業種	事業場数	策定数	策定率
1	製造業	75	48	64%
2	運輸交通業	24	15	63%
3	商業	32	20	63%
4	教育・研究業	14	10	71%
5	保健・衛生業	34	15	44%
6	接客娯楽業	20	6	30%
7	その他の事業	39	23	63%
	合計	238	137	58%

(単位：件)

(2) 過重労働による健康障害防止対策

(第12次防の計画の目標)

- ・時間外労働協定の適正化、労働時間の設定改善の取り組みの推進による長時間労働の抑制
- ・労働時間の適正な把握及び健康管理の徹底
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の促進

各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超えている疑いのある事業場に監督指導を実施した。

(3) 化学物質対策

(第12次防の計画の目標)

- ・GHSに基づく危険有害性の表示、SDSの交付制度の普及促進
- ・化学物質に対するリスクアセスメントの実施推進
- ・作業環境管理の徹底及び改善

化学物質に起因する傷病（休業災害）は、平成27年に1件、発生した。

化学物質による健康障害防止対策について、4か年計画（平成26年度～平成29年度）を策定し、これに基づき中長期的な取組を行った。

(4) 腰痛予防対策

(第12次防の計画の目標)

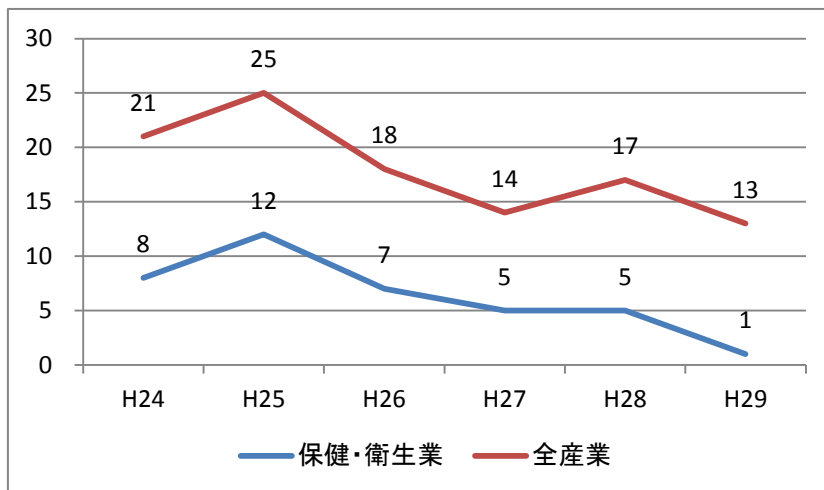
- ・作業方法の改善指導
- ・腰痛予防教育の徹底
- ・職場における腰痛予防対策指針の周知啓発

平成29年の休業災害による死傷者数は13人であり、前年比で4人(24%)減少した。

平成28年までの状況について、基準年(平成24年)が21人であったのに対し、平成25年に25人と増加し、それ以降は減少していたものの、平成28年は17人と増加した。

休業災害発生状況について、業種別では、健衛生業での人数が最も多く、全体の35%を占めた。

(図11 基準年以降の負傷による腰痛の推移)



(単位：人)

(5) 熱中症対策

(第12次防の計画の目標)

- ・WBGT値の活用による作業環境管理、作業管理の指導
- ・労働者の体調管理等の指導
- ・夏季及び高温高湿の作業場所における早期警戒、適切な水分補給及び休憩の付与による予防対策の徹底

熱中症による死傷者数は、次のとおりであった。

平成25年	2人
平成26年	2人
平成27年	2人
平成28年	1人
平成29年	1人

業種別の内訳は、建設業及び警備業が各2人、製造業、陸上貨物運送事業、小売業及び清掃業が各1人であった。また、発生時期は、7月に2人、8月に5人、10月に1人であった。

(6) 粉じん障害防止対策

(第 12 次防の計画の目標)

- ・ 第 8 次粉じん障害防止対策に基づく事業場に対する指導、周知啓発

第 8 次粉じん障害防止総合対策（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、これに基づき中期的な対策を進めた。

(7) 受動喫煙防止対策

(第 12 次防の計画の目標)

- ・ 支援制度の周知啓発

受動喫煙防止対策助成金制度の周知及び啓発を行った。